

1. 加入指導状況(平成28年3月現在)

平成24年11月から平成28年3月までの社会保険等の加入指導状況は以下のとおり	【以下参考 (27年9月時点)】
○これまでに確認した申請等件数 429, 239件	(373, 423件)
・申請等件数のうち既に加わっていた件数 376, 426件 (87.7%)	(326, 661件 (87.5%))
・申請等件数のうち未加入であったため、指導を受けた件数 . . . 52, 813件 (12.3%)	(46, 762件 (12.5%))
【指導を受けた件数の内訳】	
加入した件数 19, 394件 (36.7%)	(16, 479件 (35.2%))
加入しなかったため社会保険等担当部局へ通報した件数 . 25, 784件 (48.8%)	(21, 321件 (45.6%))
指導中又は加入確認待ちの件数 7, 635件 (14.5%)	(8, 962件 (19.2%))

2. これまでの取り組み

国土交通省及び47都道府県では、建設業法に基づく建設業者で、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険(以下「社会保険等」という。)への未加入業者を対象に、平成24年11月から社会保険等への加入を強く指導してきており、平成29年度までに建設業者の社会保険等の加入率が事業者単位で100%の目標を達成するため以下の取り組みを行っている。

- 建設業法施行規則、告示の改正(平成24年5月)
 - ・建設業の許可申請書及び施工体制台帳の記載事項に「健康保険等の加入状況」を追加
 - ・経営事項審査申請書の評価項目を各保険毎に細分化し減点幅を拡大
- 社会保険加入状況の把握、確認・指導等(平成24年11月より)
 - ・建設業許可部局における建設業許可・更新申請及び経営事項審査申請並びに立入検査時に加入状況を確認し未加入業者に対し加入指導を実施
 - ・加入指導に従わない未加入業者は厚生労働省の社会保険等担当部局へ通報
- 建設業法に基づく「監督処分基準」の改定(平成24年10月)
 - ・指導に従わない未加入業者に対する監督処分基準を改定
- 国土交通省直轄工事における発注者と建設業所管部局が連携して行う社会保険等未加入対策に関する指導
 - ・平成26年8月より、国土交通省直轄工事において、発注部局が元請業者及び下請代金の総額が3千万円以上の工事における全ての下請業者の加入状況を確認し、未加入業者である場合には建設業所管部局が加入指導を実施
 - ・平成27年3月に通知を改正し、下請金額の総額にかかわらず、本年4月1日より全ての工事に対象範囲を拡大
- H27年11月～社会保険加入指導の前倒し
 - ・現在、許可更新時に行っている保険の加入指導について、平成28年1月以降に更新期限を迎える許可業者に対しては、前倒しで指導を実施

建設業許可部局による社会保険等加入指導状況及び厚生労働省保険担当部局への通報状況 (平成24年11月～平成28年3月まで)

- 「申請等件数」：建設業許可部局に申請した建設業の許可申請及び経営事項審査の申請並びに建設業許可部局による立入検査の合計件数。
 「既加入件数」：「申請等件数」のうち、既に社会保険等に加入していた建設業者の件数。
 「指導件数」：「申請等件数」のうち、社会保険等に未加入であった建設業者を建設業許可部局が加入指導した件数。
 「加入件数」：「指導件数」のうち、社会保険等に加入した建設業者の件数。
 「通報件数」：「指導件数」のうち、建設業許可部局が行った、原則2回の社会保険等加入指導に従わなかった建設業者を厚生労働省保険担当部局に通知した件数。
 「加入確認待ち件数」：「指導件数」のうち、指導後、一定猶予期間が経過していない等の理由により加入の確認ができていない建設業者の件数。

	申請等			指導		加入		通報		加入確認待ち	
	申請等件数 (a)	既加入件数 (b)	既加入率 (b)/(a)	指導件数 (c)	指導率 (c)/(a)	加入件数 (e)	加入率 (e)/(c)	通報件数 (f)	通報率 (f)/(c)	件数 (d)=(c)-(e)-(f)	比率 (d)/(c)
北海道・東北	54,032	49,084	(90.8%)	4,948	(9.2%)	1,837	(37.1%)	2,322	(46.9%)	789	(15.9%)
関東	124,524	98,698	(79.3%)	25,826	(20.7%)	8,835	(34.2%)	13,018	(50.4%)	3,973	(15.4%)
北陸	19,626	18,101	(92.2%)	1,525	(7.8%)	621	(40.7%)	420	(27.5%)	484	(31.7%)
中部	47,037	40,451	(86.0%)	6,586	(14.0%)	2,047	(31.1%)	3,616	(54.9%)	923	(14.0%)
近畿	79,729	71,573	(89.8%)	8,156	(10.2%)	3,102	(38.0%)	4,218	(51.7%)	836	(10.3%)
中国	27,882	26,324	(94.4%)	1,558	(5.6%)	677	(43.5%)	657	(42.2%)	224	(14.4%)
四国	16,202	15,581	(96.2%)	621	(3.8%)	370	(59.6%)	204	(32.9%)	47	(7.6%)
九州・沖縄	60,207	56,614	(94.0%)	3,593	(6.0%)	1,905	(53.0%)	1,329	(37.0%)	359	(10.0%)
合計	429,239	376,426	(87.7%)	52,813	(12.3%)	19,394	(36.7%)	25,784	(48.8%)	7,635	(14.5%)
大臣	13,442	13,406	(99.7%)	36	(0.3%)	30	(83.3%)	2	(5.6%)	4	(11.1%)
知事	415,797	363,020	(87.3%)	52,777	(12.7%)	19,364	(36.7%)	25,782	(48.9%)	7,631	(14.5%)